

6 農蚕第 6086 号
平成 6 年 10 月 6 日

各地方農政局消費・安全部長
北海道農政事務所消費・安全部長
内閣府沖縄総合事務局農林水産部長

殿

農林水産省農蚕園芸局長

水質汚濁防止のための農薬の適正使用の徹底について

病虫害及び雑草の防除は、農業における生産の安定及び生産性の向上、農作物の品質の向上等の面で重要な役割を果たしているが、その中であつて、農薬は、防除に不可欠な資材となつている。

このため、農薬については、国民の健康の保護や生活環境の保全を目的として、農薬取締法（昭和 23 年法第 82 号）に基づき、最新の科学的知見を踏まえた厳正な検査を経たものに限り登録を行い、その販売を認めているところであり、また、各都道府県における防除技術の指導は、効率的かつ適切な防除の実施及び農薬の安全使用の徹底を基本として行なつているところである。

一方で、水道水源をはじめとする公共用水域等での水質保全についての社会的関心の高まりの中で、先般、中央環境審議会から環境庁長官に対し、「水道利用に配慮した公共用水域等の水質保全対策のあり方について」が答申され、この中で農薬による水質汚濁防止対策についても述べられている。このような状況の下で、農薬安全使用基準の拡充、水質汚濁性農薬の指定等農薬による水質汚濁防止のための関連対策の強化が行われた。

今後は、公共用水域等における水質の汚濁の防止の観点から農薬の使用の一層の適正化を図っていくことが重要であると考えられることから、農薬の適正使用の指導に当たっては、「病虫害・雑草防除における農薬の適正使用の徹底について」（平成 2 年 12 月 25 日付け 2 農蚕第 7657 号農林水産省農蚕園芸局長通達）に定める事項のほか、下記の事項に留意するよう、都道府県に対する指導方よろしく願います。

なお、「水質汚濁防止のための農薬の適正使用の徹底について」（平成 5 年 5 月 11 日付け 5 農蚕第 3139 号農林水産省農蚕園芸局長通達）は廃止する。

1 公共用水域等の水質に及ぼす影響に配慮した農薬の適正使用

(1) 周辺の地形等を考慮した農薬の適正使用

都道府県においては、従来から農薬危害防止運動等を通じ、農薬の適正な使用・管理の指導が行われているが、特に、河川、湖沼等に近接したほ場における農薬の使用に際しては、周辺の地形や大雨、風等の気象条件を十分に考慮すること。また、本年4月19日に農薬安全使用基準（平成4年11月30日農林水産省公表）の一部を改正し、「水質汚濁の防止に関する安全使用基準」を新たに設定したので、同基準を遵守し、農薬の使用により水質汚濁が生じないように十分に留意すること。なお、水田で使用する際に、農薬の容器、包装に止水期間が表示されている場合は、その期間中は落水またはかけ流しをしないこと。

さらに、今般、「公共用水域等における農薬の水質評価指針について」（平成6年4月15日付け環水土第86号環境庁水質保全局長通達）が制定されているところであり、同指針に即した農薬の適正使用の徹底を行うこと。

(2) 空中散布における適正使用

農薬の空中散布に当たっては、農林水産航空事業実施指導要領（昭和40年5月11日付け40農政B第901号農林事務次官通達）に基づき対策等が講じられているが、本年4月19日に農薬の安全使用基準の一部を改正し、「航空機を利用して行う農薬の散布に関する安全使用基準」を新たに設定したので危害防止の措置等の指導のより一掃の徹底を行うこと。特に、周辺の状況に応じた散布地域の点検・見直し、農薬の剤型の選択等の十分な検討を行い、河川等に十分配慮し実施すること。

(3) 水産動物の被害の防止に関する安全使用基準の遵守

農薬安全使用基準2の水産動物の被害の防止に関する安全使用基準を遵守し、農薬の使用により水産動物に悪影響を与えることのないようにすること。

(4) 水質汚濁性農薬の適正使用

農薬取締法第12条の4第1項の規定に基づき水質汚濁性農薬として現在登録を受けているものは、ベンゾエピン、ロテノン及びシマジンであるが、このうち、シマジンは、本年7月1日から新たに指定されたものである。これらの農薬については、同条第2項の規定に基づき、都道府県知事が規則を定めた場合は、それに基づいた適正な使用に努める必要があることから、「水質汚濁性農薬の使用の指導について」（平成6年4月26日付け6農蚕第2550号農林水産省農蚕園芸局長通達）に基づ

いた適正な使用指導に努めること。

(5) ゴルフ場における農薬の適正使用

ゴルフ場における農薬使用については、上記の(1)、(2)及び(3)のほか、「ゴルフ場における農薬使用の適正化について」(平成2年7月6日付け2農蚕第3904号農林水産省農蚕園芸局長通達)に基づき、河川、湖沼等への農薬の飛散・流入がないようにするとともに、ゴルフ場内の水質の監視及び保全等に努めること。

2. 関係部局との連携強化等

(1) 関係部局との連絡の緊密化

都道府県の環境部局、水道部局等により、農薬について、公共用水域等の監視が行われており、農業部局においては、関係部局との連絡を緊密にすることにより、公共用水域等における農薬の検出状況の迅速な把握等に努め、水質汚濁が生じないように農薬の適正使用の徹底を図ること。

(2) ほ場周辺の水質の調査

農薬を使用したほ場周辺の水質の調査等を必要に応じて行い、地形等を考慮した農薬の使用、止水期間の遵守等につきよりきめ細かい指導を行うこと。